

各市町村におけるNPOの活動拠点や活動場所として使用できる施設情報

【調査様式①】

施設の名称	三原村農業構造改善センター		
所在地	幡多郡三原村宮ノ川1113番地2		
施設管理者	市町村における公共施設 市町村で把握している民間施設・その他施設		
	三原村		
施設外観(写真)		アクセスマップ	
施設情報	①多目的ホール:494㎡ 椅子 定員400人、②農事研修室:132㎡ 机、椅子 定員70人、③営農技術診断室:97㎡、④営農情報管理室:74㎡、⑤生活文化室(和室):63㎡ 定員50人~60人、⑥調理室:66㎡		
施設内写真		施設平面図	
利用時間	開館・閉館:8時30分~17時 時間外(夜間)は原則22時まで	休館日	年中無休
利用料金	別紙のとおり		
利用料減免措置	有 <input checked="" type="radio"/> 無	(有の場合) 対象者	
利用条件等	(使用の制限) (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。 (2) センター又は付属設備を損傷する恐れがあると認められるとき。 (3) その他公益上又は管理運営上適当でないとき。		
施設電話番号	0880-46-2130	施設FAX	無
施設ホームページ	無		
市町村担当課	三原村役場農林業建設課		
	TEL:0880-46-2111	メールアドレス:	nouken@vill.mihara.lg.jp

三原村農業構造改善センター使用料金表

(単位：円)

時間等 室名	面積 (m ³)	昼 間				時間外		収容人員
		基本 時間 単価	午前 9時～ 12時	午後 0時～ 5時	終日 午前9時～ 午後5時	時間当り 午後5時～ 午後10時	深夜 午後10時 以降	
多目的ホール	494	1,000	3,000	5,000	8,000	1,250		300～400人
農事研修室	132	400	1,200	2,000	3,200	500		70人
農事技術診断室	97	200	600	1,000	1,600	250		
営農情報管理室	74	200	600	1,000	1,600	250		
生活文化室	63	300	900	1,500	2,400	370		50～60人
調理室	66	100	300	500	800	125		
駐車場		400	1,200	2,000	3,200	500		
スポーツでホールを使用する場合		1時間当り、200円とする。						
特別 加算 料金	冷暖房を使用する場合				規定使用料に30%加算する			
	営利等を目的とする興業展示販売行為に使用する場合				規定使用料に50%加算する			
	各会議室を宴会に使用する場合				規定使用料に1,000円加算する			
	多目的ホールを宴会に使用する場合				規定使用料に5,000円加算する			
	その他村長が特別に認めた場合				村長の認める額			

注1) 使用料金は、使用料の他に消費税相当額（10円未満は切り捨てる）を加えて納入しなければならない。

注2) 午後10時以降は原則として許可しない。但し、やむを得ない場合に限り、使用するときの料金は基本時間単位で計算して端数は切り捨てる。